

ご記入の際は裏面の約款をよくお読みください。

平成 年 月 日

# 入会(講座)申込書

入会約款に基づき、パソコンスクールWindowへ入会(受講)申し込みをいたします。

太枠の部分だけご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな		ふりがな	
生徒氏名(甲)	男・女 ㊦	保護者氏名	㊦

生徒生年月日	年 月 日	続柄		企業(学校)名	
住所	〒			電話	
				FAX	
緊急連絡先	( )の携帯電話・勤め先・他( )	E.メール			

ここからはご契約の際に記入させていただきます。

指導教室	パソコンスクールWindow 五位堂	教室電話	0745-79-2634	
申し込み日	平成 年 月 日	日程・曜日	約( )回( )曜日	
指導開始日	平成 年 月 日	時間帯	AM/PM( ~ )	
受講コースと講座名(○で囲む)	1. オリジナルコース 2. ファミリーコース 3. セミナーコース 4. 速習コース 5 その他	コース・講座名 <input type="checkbox"/> ワープロ(WORD)(基礎・応用) <input type="checkbox"/> 表計算(Excel)(基礎・応用) <input type="checkbox"/> インターネット総合コース ・ <input type="checkbox"/> インターネット・Eメール講座 ・ <input type="checkbox"/> ホームページ作成(HPB) <input type="checkbox"/> インターネット基礎コース <input type="checkbox"/> 年賀状作成講座 <input type="checkbox"/> デジタル講座 <input type="checkbox"/> 写真編集講座 <input type="checkbox"/> Windows(XP/VISTA)講座  <input checked="" type="checkbox"/> 速習コース (初心者・基本・応用)  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> セミナーコース <input type="checkbox"/> Windows(基礎+IME) <input type="checkbox"/> Word(初級・応用) <input type="checkbox"/> Excel(初級・応用) <input type="checkbox"/> Access(初級・応用) <input type="checkbox"/> PowerPoint(総合) <input type="checkbox"/> インターネット・Eメール(基礎) <input type="checkbox"/> ITパソコン入門 <input type="checkbox"/> Word/Excel/PowerPoint速習講座  <input checked="" type="checkbox"/> 検定対策 <input type="checkbox"/> ワープロ検定対策(3・2)級 <input type="checkbox"/> 表計算検定対策(3・2)級	
指導の形態	1. 個別対応指導(固定制・フリータイム制) 2. 個人指導(1対1) 3. グループ指導( )名			
品目	時間	金額(税込)	支払い方法	支払い期日
入会金	3年間有効	3,150円	現金・(南都・リそな・UFJ)振込	年 月 日
受講料(教材費含)	① H	円	現金・(南都・リそな・UFJ)振込	年 月 日
	② H	円	現金・(南都・リそな・UFJ)振込	年 月 日
納入金合計額		円	(備考)受講料:フリータイム制は固定制の1.25倍です。	
クーリングオフ期限日	平成 年 月 日	日までに書面にて提出		

上記のお申し込みを確かに承諾いたしました。

平成 年 月 日

(乙)パソコンスクールWindow(株式会社 スギタ)  
(所在地) 奈良県香芝市五位堂4-249  
(Tel.) 0745-79-2634 (Fax.) 0745-77-9860

(代表者名) 杉田 博 ㊦  
(指導責任者名) 杉田 博

㊦

## パソコンスクール入会・約款

### (契約の成立)

第1条 パソコンスクールWindow入会申込者（以下申込者という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日表示パソコンスクールWindow（以下スクールという）に対して入会の申込みを行い、スクールはこれを承諾します。

### (役務の提供及び対価の支払)

第2条 スクールは、申込者に対し、スクールの定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した表記契約書記載の内容の役務を提供します。

- 2 申込者は、入会金、授業料、教材費その他表記契約書に記載された金額を表記申込書の定める方法によりスクールの指定する期日までに支払うこととします。

### (学習指導の形態)

第3条 契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- 1 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- 2 個別対応指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
- 3 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

### (学習指導の開始日)

第4条 本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

### (学習指導の実施場所)

第5条 スクールは、表記契約書(申込書)記載の場所において学習指導を行います。

但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

### (学習指導期間と契約期間)

第6条 学習指導の契約期間は、基本的にコース・講座・クール単位とします。申込者或いはスクールから所定の申し出が無い限り、1ヶ月単位の自動継続とします。

自動延長による最大延長期間は1年度とし、年度単位の更新は契約書の更新を必要とします。

なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

### (入会申込み後のクーリングオフ等)

第7条 申込者は、本契約書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

### (入会申込み後の撤回又は解除の方法)

第8条 前条による申込みの撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、スクール宛に発信した時より成立します。

### (撤回又は解除後の前払い金の返還方法)

第9条 前条による申込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材等の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

### (中途解約)

第10条 スクールは、第7条本文に定める期間の経過後、申込者から書面により契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。

- 一 学習指導開始後である場合、二万円又は1ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額
- 二 学習指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として一万一千円迄
- 2 スクールの事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 3 返還金のある場合は、申込者の指定する方法で30日以内に申込者に返還するものとします。
- 4 中途解約時に、教材等の未使用分に相当する前受金がある場合は返還するものとします。

### (損害賠償)

第11条 スクールの施設又は業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことに法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、スクールは相応の補償を行います。但し、スクールの管理下でない間に発生した事故、スクールの生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害、スクール内において生じた盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。

また、スクールの管理下における生徒の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

### (紛争の解決)

第12条 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

- 2 前項の協議が整わない場合は、スクール、申込者(保護者)いずれかの申し出により、第三者の専門家に相談をすることができます。
- 3 本約款に定めのない事項については、民法及び訪問販売等に関する法律その他の法令によるものとします。

奈良県香芝市五位堂4-250

株式会社 スギタ

TEL. 0745-79-2634 Fax. 0745-77-9860